

議案第 14 号

山都町個人情報保護法施行条例の制定について

山都町個人情報保護法施行条例を別紙のとおり定める。

令和 5 年 3 月 2 日提出

山都町長 梅田 穰

(提案理由)

国が地方公共団体における個人情報保護制度の全国的な共通ルールを定め制度の強化を図るため、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）が改正されました。この改正に基づき、個人情報保護制度を適切に運用するには、条例を制定する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町個人情報保護法施行条例をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町個人情報保護法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(手数料等)

第3条 法第89条第2項に規定する開示請求に係る手数料は、無料とする。

2 保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書の写しの交付(実施機関が定める方法を含む。)を受ける者は、当該写しの作成及び送付(これらに準ずるものとして実施機関が定めるものを含む。)に要する費用を負担しなければならない。

(審査会への諮問)

第4条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、上益城情報公開及び個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(山都町個人情報保護条例の廃止)

第2条 山都町個人情報保護条例（平成17年山都町条例第149号）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の山都町個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第3条第2項の規定による職務上知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）又は旧条例第14条第3項の規定による当該事務に関して知り得た旧個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第4号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた事務に従事していた者

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧条例第15条第1項若しくは第2項（旧条例第30条の3第3項において準用する場合を含む。）、第28条第1項若しくは第2項又は第30条の3第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する個人情報の開

示、訂正及び利用停止並びに旧条例第31条第1項の規定による申出がされた場合における旧条例に規定する是正の申出については、なお従前の例による。

3 施行日前に旧条例の規定により審査会に諮問された場合における旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。

4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第2号に規定する個人情報ファイルをこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第1項第2号に掲げる者

5 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第10号に規定する公文書に記載されている旧個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第4条 附則第2条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

改正個人情報保護制度 概要

○個人情報の取扱いについて全国一律に共通ルール化

【これまで、地方自治体ごとにそれぞれ取扱いを定めていた】

・保有・取得

必要な場合に限り保有。利用目的を本人に明示して取得しなければならない。

・保管・管理

漏えい等しないように安全管理措置を講じなければならない。

・利用・提供

原則、利用目的以外のために利用したり、第三者に提供してはならない。

・罰則

違反した場合には、罰則が適用される（懲役、罰金など）。

・個人情報の開示請求、訂正請求、利用停止請求

住民は、

- ・行政機関が保有する自己の個人情報の開示を請求できる。
- ・個人情報が事実でないときは、個人情報の訂正を請求できる。
- ・個人情報の利用の停止を請求できる。

○国の個人情報保護委員会が所管（監視・監督を行う）

【これまで、国の行政機関は総務省、民間は個人情報保護委員会が所管、
地方自治体はそれぞれの地方自治体自身】

地方自治体に対して、立ち入り検査、勧告・命令を行う。地方自治体は、個人情報の漏えい等重大事案が発生した場合は委員会に報告する必要がある。

○個人情報ファイル簿の作成・公表の義務付け

【義務付けられているのは、記録されている個人の数がある場合】

※個人情報ファイル…電子データや紙の台帳等で整理された個人情報の集合物
個人情報ファイルの概要を示した帳簿を個人情報ファイル簿という

※個人情報ファイル（例）

水田台帳、選挙人名簿、住民基本台帳、固定資産税課税台帳 など